

指定就労継続支援事業（B型） 重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援事業（B型）のサービス（以下「サービス」という。）提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人うまぐりの里
所在地	栃木県栃木市城内町2丁目62番14号
電話番号	0282-25-4001
代表者氏名	理事長 岩川 和男
設立年月日	平成9年7月15日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定就労継続支援（B型）事業所 平成22年4月1日指定
事業所の名称 （事業所番号）	ゆーあい工房 （0910300029）
事業所の所在地	栃木県栃木市城内町2丁目62番14号
連絡先	電話番号 0282-25-4001 ファックス 0282-25-1575
管理者	施設長 中村 君枝
サービス管理責任者	渡邊 啓之
サービスの実施地域	栃木市、小山市、佐野市、壬生町、その他
主たる対象者	知的障害者
定 員	25名
開設年月日	平成22年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめの細かな就労継続支援（B型）サービスの提供をします。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

（1）施 設

建物	構造	鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	敷地面積	2,720.71㎡
	延べ床面積	692.11㎡

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
食 堂	1 室	
作業室	3 室	木工作业室、菓子・パン作業室、受注作業室
相談室(兼応接室)	1 室	
医務室(兼静養室)	1 室	
会議室	1 室	
事務室	1 室	
トイレ	7 室	身障者用1室

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1		1				
職業指導員	1	1				1.0	
生活支援員	4	1		3		2.3	
目標工賃達成指導員	1	1					

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
職業指導員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
生活支援員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
事務員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日　ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）、8月13日～15日を除く。

営業時間：8：30から17：30まで

※ その他、事業計画に定めたレクリエーション等の行事開催日は、営業日及び当該開催時間を営業時間とします。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練及び創作的活動・生産活動の訓練を行います。（日常生活訓練・社会適応訓練等）
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ①木工作业 ②菓子作業 ③受注作業 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額から、生産活動に従事した状況等に応じて工賃を支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
訪問支援	サービスの実施にあたり必要があるときは、施設外支援（家庭訪問、職場訪問等）を行い支援します。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	希望する場合は、定められたステーションにて送迎車両を利用していただくことができます。なお、送迎サービスに要する経費のうち燃料代相当額を送迎サービス利用者から受け取ることができるものとします。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<p>毎月の献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p>また、食事を美味しく、楽しく食べるために、次の点に配慮します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に嗜好調査を行い、その結果を献立に反映します。 2 利用者が美味しく食べられるように、適温の食事を提供します。 3 食材・素材に季節感を取り入れ、また盛り付けや食器にも工夫します。 4 毎月の献立及び食材について、その情報を利用者に提供するため食堂入口の掲示板に掲示しています。 <p><食事時間> 昼食 12:00～13:00 (休憩時間を含む。)</p>	<p>1食628円</p> <p>公費助成がある場合には、その額を控除した額とする。</p>
特別な食事	<p>体調不良時等の際、利用者の選択により特別な食事の提供をします。</p>	実費
生産活動等	<p>生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	<p>就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	実費
日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。</p> <p>①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費</p>	実費
社会生活上の便宜の供与等	<p>日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、職員が相談に応じます。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録等の複写 ・証明書等の発行 ・その他 	<p>複写に際しては1枚につき10円いただきます。</p>

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサー

ビス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費対象サービスを提供した際は、サービス利用料金として、厚生労働大臣の定める額のうち市町負担分を当該市町から代理受領します。その場合、利用者は利用者負担分について事業所にお支払いいただきます。

なお、代理受領を希望しない場合は、厚生労働大臣の定める額の全額をお支払いいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容 (2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用当日の日課開始時間までに当事業所までお申し出ください。

なお、利用当日の日課開始時間までに申出のない場合は、キャンセル料として食事等実費相当額をいただきます。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算して、請求いたします。

お支払方法は、原則、指定金融機関の口座から引き落としとさせていただきます。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9：00～17：00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法及び当事業所の個人情報保護規程に基づいた対応を行います。ただし、サービス提供を行う上で他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、家庭に連絡するとともに、速やかに医療機関への連絡等を行います。

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任 川又 正久 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 0282-25-4001 F A X 0282-25-1575 ・担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。 		
うまぐりの里 第三者委員	上野 知哉	電話番号 0282-23-3614	
		第3区民生委員児童委員協議会会長	
	菅谷 斉	電話番号 0282-22-4457	
		栃木市社会福祉協議会	
栃木市役所 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：栃木市万町9-25 ・電話番号：0282-21-2205 		
栃木県運営適正化 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：栃木県宇都宮市若草1-10-6 ・電話番号：028-622-2941 		

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任 川又 正久 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 0282-25-4001 F A X 0282-25-1575 ・担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。 		
------------------	---	--	--

10. 協力医療機関

医療機関の名称	ふじさわクリニック		
医 院 長 名	藤沢 亨		
所 在 地	栃木市境町1-21 隆盛館2階		
電 話 番 号	0282-20-0678		
診 療 科	診療内科・精神科	入 院 設 備	なし

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。		
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。		
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘 導 灯 有 ・非常通報装置 有 	

	<ul style="list-style-type: none"> カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 震災に備えて飲料水・医薬品・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等を備蓄しています。
消防計画	防火管理者 ： 川又 正久
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：AIU 保険会社 加入保険内容：火災保険・施設総合賠償責任保険

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労継続支援事業（B型）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人うまぐりの里 ゆーあい工房

説明者職氏名：施設長 中村 君枝

私は、本書面に基づいて事業所から指定障害者福祉サービス就労継続支援事業（B型）の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住所：

氏名：印

親権者
(身元引受人)

住所：

氏名：印